

# 平成29年度第1回埼玉県自立支援協議会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年10月27日(金) 13時30分開会、15時00分閉会
- (2) 場 所 知事公館大会議室

## 2 出席者

### (1) 委 員

朝日 雅也、小野 雄大、若山 孝之、高野 淑恵、岡田 久実子、古材 由美子、  
柏木 綾子、福應 渉、長岡 洋行、関口 暁雄、木全 美幸、日野原 雄二、角田 範夫  
(欠席委員：新藤 健)

### (2) 事務局

障害者支援課

和泉 芳広、飯田 朋宏、柿沼 和幸、岩下 優、長濱 尚、白土 尚生、佐藤 雄一、  
鈴木 裕美

障害者福祉推進課

青木 直志、大高 孝三、岩崎 敏夫、大本 和俊、石川 雅久

## 3 会長及び副会長の選出

委員の互選により、会長に朝日委員、副会長に新藤委員が推薦され、朝日委員が会長就任を承諾した。

副会長に推薦された新藤委員については欠席のため、事務局が後日、本人の意向を確認し、承諾が得られた後に就任することとなった。

## 4 行政報告

事務局から概要を説明し、各委員から意見等が出された。

- (1) 障害者の自立支援について・・・資料1
- (2) 地域（市町村）自立支援協議会の活動状況について・・・資料2

### 【事務局】

事務局より説明

### 【朝日会長】

この行政報告について委員の皆様方からご質問等がございますか。

### 【角田委員】

今ご説明いただいた資料は、福祉部のホームページなどで誰でも見られるのか確認したい。次に「障害者」という字が「障」が漢字で「害」がひらがなで書いてありますが、「障がい者」と書いてあるものも見ているので、それについてはどうお考えか。

次に5ページの、グループホームでサービスを提供する人を「世話人」と言うのは正式な言葉なのか確認したい。また、主な取り組みというところで、「スプリンクラーの設置」とあります。管理者が意識の啓発とかが出来てないから、火事とか死亡事故が起きたりするのだと私は思います。ですから「スプリンクラーの設置」を第一義的に標記するのではなく、管理者には防火・防犯意識の啓発がまず第一に大切である。そういう風な姿勢というのが私はあった方がいいと思います。

次に8ページの(イ)の親への支援ですが、親のストレスを解消する子育て応援講座、私はちょっと失礼だと思います。「養育の支援」「負担の軽減」が基本。ストレスを解消するという表現というのはどうかなと思います。

次に9ページ、県立特別支援学校が巡回による相談を実施と書いてありますが、これは誰が誰にやるのか。

次に11ページの「通報窓口職員」という肩書きの職員がいるのですか。もっと適切な言葉があるのではないですか。

次に12ページの工賃の向上ですが、働く方も使用者側も勤労意欲が湧くような、そういう精神が伝わってくるといいかなと思います。

次の13ページの医療的ケア児の現状ですが、自立支援の協議の場が必要であるということは私も思います。自立支援協議会の場を活用して協議するというのは議長が必要な人を招聘して協議を深める、そういう意味が入っているのかどうか。

### 【朝日会長】

ご意見とご質問ありがとうございました。

この資料は、私の理解では今日の協議会で埼玉県における障害のある方の自立支援、福祉サービスの在りかたを含めての情報を共有化していくためのものであるという風に理解しておりますので、これがそのままホームページなどに載るのではなくて、角田委員からのご指摘の部分は、おそらく、このあとお話にあります障害者支援計画の中の現状認識であったり、あるいは理念などを含めた議論の中で当然なされているものだと思います。

今たくさんご意見をいただきましたけれど、ご意見のところはご意見として承りまして、質問のところは疑問に思われたところだけピックアップして事務局に少しお答えいただくという事でいかがでしょうか。角田委員よろしいでしょうか。

障害の「害」の字など、そこを議論しますと相当色々な議論がありまして、おそらく障害者施策推進協議会の方でも当然いろんな観点から議論されていることと思いますので、そこは事実の確認ということで協議のための資料という風に受け止めたいと思います。事務局の方で質問の部分だけお答えいただいでよろしいですか。

### 【事務局】

「通報窓口職員」という言い方ですけれども、これはそういう名称があるわけではなくて、虐待の通報を受ける窓口が市町村の障害福祉課等になりますので、そういう言い方をさせていただいているということです。これは一般的な用語とかそういったことではなく、わかりやすい表現を使ったことによるものです。ほかの何点かのご質問への回答も同様です。ご了承いただきたいと思います。

### 【朝日会長】

13ページの「医療的ケア児の現状」の取組で、自立支援協議会の場を活用し協議を行っていくというところは、まさに角田委員がおっしゃったように、これから次回以降お話して頂くことなので、たとえば医療的ケアに関連する方からの情報を頂いて、そこで協議の場を活用して、そのことを皆さんでお計りするイメージではないかなと思っております。

資料1について、他の委員さんからなにかございますか。

では、資料2について、角田委員さん、ご発言ください。

### 【角田委員】

資料2の「活性化について」の文章の終りが「難しい」で終わっていますよね。「難しい」で終わりにしないで「〇〇が難しいので、〇〇について課題をまとめて解決・改善・拡充に努力している。」というように発展的に、深めるように前向きな表現にしていくのがいいと思います。以上です。

### 【朝日会長】

私の理解としても県自立支援協議会は地域、市町村の自立支援協議会の活動状況を把握しながら広域的かつ専門的な観点から全体に様々な考え方を提示していくということになりますので、個別の市町村の課題について解決策までを十分に提供するところまではいかない、こういう役割分担があると思うんです。

そういう意味ではこの活動状況は各市町村において非常に困難があるということは事実として私たちが県の自立支援協議会として理解していく為の材料という風に思っておりますし、もうひとつの分厚い自立支援協議会の資料を見ますと、角田委員もご指摘のような、こんな課題に対してどのような取組がされているかということも随所に見受けられますので、他の市町村が他の市町村の取組を見ながら課題解決に向けての参考にすると、こういう資料を提供することがまず県の自立支援協議会としては大事ではないかと、考えているところでございます。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは基本となる本県における障害者の自立支援、各地域市町村における自立支援協議会の活動状況を確認させていただき、またそれに関連するご指摘ご意見いただきましたので、その辺りを共有しながら、これをベースに次の議題に進んで参りたいというふうに思っております。では行政報告の部分は以上で一区切りさせて頂きたいと思っております。

## 5 議事

(1) 第5期埼玉県障害者支援計画について・・・議事資料1

### 【朝日会長】

それでは議事に移りたいと思います。

はじめに議事の(1)第5期埼玉県障害者支援計画についてでございます。現在県が作成を進めております第5期埼玉県障害者支援計画については障害者総合支援法第89条第6項に基づいて本協議会に意見を求めるということになっておりますので、議事として掲げさせていただいております。

それでは事務局からご説明をお願いします。

### 【事務局】

事務局より説明

### 【朝日会長】

ありがとうございました。それではただいまご説明いただきました、埼玉県障害者支援計画の骨子案につきましてのご質問や、細かい文言項目というよりは全体を見渡したところで、ここはどういうふうになっているのだろうかとか、あるいはこんなコンセプトを入れた方がいいのではないかとか、そういうことを当協議会から発信して参りたいと思います。どの部分からでも結構でございますがいかがでしょうか。

### 【長岡委員】

1ページ目の「計画の性格」で、障害福祉の計画だけでなく連携や整合性を図るという趣旨かと思いますが、共生型サービス、障害の分野でも、介護保険と総合支援法の中間のようなサービスができたり、この3年間で障害と介護保険のつながり方が変化する中で、障害福祉だけの計画では確かに不十分と思いますが、この計画と他の計画と具体的にはどういった整合性・連携を図っていくのかお聞きします。

### 【関口委員】

長岡委員の質問と関連がありますが、埼玉県では、地域包括ケアとして、子どもも障害者も高齢者もワンストップで支援していくという仕組みづくりを進めていると思いますので、この計画の中にも盛り込んでいくのがよろしいのではないかと思います。

### 【朝日会長】

分野をまたがるような部分とどう整合性を取っていくのかについて、説明をお願いします。

### 【事務局】

具体的に申しますと、それぞれ計画を所管している課と連絡調整をとっておりまして、計画にどのように反映させるかということですが、障害だけでなく高齢者計画のどちらにも入ってくるとされるものはどちらの計画にも載せてまいります。数値目標等も同二つの計画に載せるということで、どちらの計画も推進していくという方向で進めております。

**【朝日会長】**

よろしいでしょうか。

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムも国の指針に出ておりますが、両方にまたがりそうなものは漏れてしまうことのないようにしていくという理解でよろしいですか。計画自体を一緒にするのはむずかしいと思いますが。

**【角田委員】**

質問ではなくて申し上げるだけですが、6ページの「障害者差別に関する相談及び紛争」で、紛争が起こるときもあるのでそういうニュアンスがあるといいかなと思います。

7ページの「日中活動の場の確保」というとても大切なところで、文脈の中で、生活を心身ともに豊かにすることや生きている楽しさが伝わるようにしていただきたい。

次に「社会参加の支援」で、各市町村や地元の春日部市では優れた障害教育や生涯学習をしており、障害学習とか障害教育とかそういうものが障害のある人にも大切にされるという風に伝わるようにしてほしいと思います。高齢者も増えていて、日常的に生涯学習が必要なわけで、そういうものが伝わるようにしてもらいたい。

また、スポーツについてですが、私も越谷市などのスポーツ教室に出かけたんですが、大切だと思いますが、「国際スポーツ大会」という文章だと、全国大会等の大きな話になってしまうので、気軽にみんなで参加できるスポーツ、公民館の参加行事、レクリエーション等が強調されるといいかと思います。

8ページの「就労に向けた支援」で、A型やB型事業所の雇用計画、雇用契約とかについての意識の啓発が伝わると思います。以上です。

**【朝日会長】**

どうもありがとうございました。

さらに委員のみなさまからございますか。

**【日野原委員】**

先ほどの行政報告の中にありました、医療的ケア児に関する文言が、今回の骨子案の中には入ってなくて、行政報告の中で、今年度からスタートする事業であったりとか、国でも医療的ケア児に関してはかなりスポットを当てているということもあって、この計画の中にどのように反映されているのかお聞きしたい。

**【朝日会長】**

関連する質問があればどうぞ。

**【関口委員】**

各市町村は地域生活支援拠点事業を進めることを求められていますが、まだまだ埼玉県においては整備されていません。医療的ケア児についてもそうですが、障害者の方が地域で支えられる拠点をどう作っていくべきかという点についても計画に触れてあるといいかなと思います。どうでしょうか。

**【朝日会長】**

ありがとうございました。

計画の中で医療的ケア児への対応あるいは地域生活支援拠点事業の整備に関連することがどのあたりにあるのか事務局からご説明いただきたいと思います。

**【事務局】**

医療的ケア児ですが、こちらは計画に盛り込む予定でございます。地域生活支援拠点についても、市町村や圏域での整備に対して県が積極的に支援をしていくことを計画の中に盛り込んでいく予定です。

**【朝日会長】**

他の部分についてご意見ご質問ありますでしょうか。

**【木全委員】**

8ページの「就労に向けた支援」で、今、A型事業所の質がいろいろ問題になっていて、国の方でも監査など厳しくしていくことになっているので、県ではA型の施設をどのように良くしていく取組ができるのか、また、監査とか調査をする県が、その情報を市町村とどのように共有するのかが気になるところです。

それと（2）の職場適応訓練ですが、実際には厚労省の助成金のようなもので、それを県がなぜここに載せたのかが疑問で、実際に行うとしたら、いろいろな書類が必要で、少なくとも私どもでは使ったことが無いのですが、県では何件くらい扱っていて重要と思っているのか聞きたい。

また、雇用サポートセンターの短期訓練のほうがたくさん使われていると思うので、それをアピールしたほうが良いのではないかと。

**【事務局】**

就労Aに関して説明いたします。A型は様々な問題を抱えております。本来ならばきちんと生産活動で得られた収入から賃金を払ってくださいますということですが、それが出来てないところが多々見られるということでもあります。この4月に制度が厳しく変わって、原則通りに賃金を払える生産活動をしてくださいと言っている中でやっているの、若干の動きが見られるかと思いますが、大原則を守ってきちんと就業能力の高い

方に最低賃金以上のものが払えるような生産活動を続けてくださいという指導を続けているところでもあります。計画の中には、これらを前提として今後の支援活動の中に盛り込んでいきたいと思っています。

**【朝日会長】**

ありがとうございました。  
職場適応訓練についてはいかがでしょうか。

**【事務局】**

職場適応訓練については返答する部署の都合で質問をお預かりする形になるのをご了承いただきたいと思います。

**【朝日会長】**

他にありませんでしょうか。

**【長岡委員】**

6ページの「権利擁護の取組の充実」の中で、埼玉県虐待禁止条例に基づき市町村や関連団体との連携とあるが、どのような支援体制を構築するのか。私の事業所でも虐待で被害にあった方を一時的に保護する取組などを行っているが、市町村と県の役割が時々わかりにくくなったりすることがある。9ページの(4)「安全な暮らしの確保」のところでは、県の役割は分かり易く書かれているので、できれば具体的に書かれても良いのではないかと思います。

**【朝日会長】**

ありがとうございました。虐待防止に対応する県と市町村の役割分担についてお願いします。

**【事務局】**

虐待に関しまして虐待禁止条例が来年4月に施行されます。これは障害者だけではなく、児童や高齢者も含めた共通の条例ということで、全国ではじめての条例でございます。委員のご質問にありました、市町村や関係団体との連携というところですが、これは条文にもありますが、例えば県と県警と市町村、関係団体などが互いに情報を共有するというので、現在、その準備を進めています。

具体的には、県では昨年からは県と市町村の連絡会議を開いております。虐待対応の迅速な取組などを、虐待対応の進んだ市町村が他の市町村に伝えていくとか、虐待の情報を各市町村で共有するとかの内容で今年も行う予定です。今年は条例ができましたのでその内容について、各市町村に細かく周知徹底していきたいと考えております。

また、これまでやっております市町村職員や福祉施設従事者への研修も、今後さらに拡大していけるように考えております。

最後に市町村と県との役割分担ですけれども、基本的には市町村が虐待に関して通報の窓口であり、虐待の認定も行います。場合によっては県も共同で立ち入り調査を行うことがあります。それは県が施設の指定権限を持っていますので、何かあれば県の方が行政処分を行うということになります。

**【朝日会長】**

ほかにいかがでしょうか。

**【関口委員】**

今ご説明にありました虐待禁止条例につきましては、今までの児童、高齢者、障害者に加え、学校や病院での虐待を含めた禁止条例になっているかと私は理解しております。そういった面ではこれまでの法律では学校や病院が抜けていたこととなります。実際に精神科病院では虐待は非常に多いですけど、学校においても先生が児童を虐待するという事案も起こっておりますので、教育、病院分野とどう連携をとっていかうかということにつきましても触れられてもよろしいのかなと私は思いますがいかがでしょうか。

**【朝日会長】**

現時点で事務局で把握していることがあればお願いします。

**【事務局】**

関口委員のおっしゃるとおり、虐待禁止条例では、学校や病院での児童・高齢者・障害者への虐待も虐待として認定することになります。これまでやったことがない取組で、国の法律もそこまで踏み込んでいないというのが現状でございますが、現在、福祉部では保健医療部、県教育局等と連携して、いろいろ調整を行っている段階でございます。

**【朝日会長】**

ほかにいかがでしょうか。小材委員お願いします。

**【小材委員】**

今の話に関連することですが、教育現場は虐待という言葉は使いません。行き過ぎた指導とか体罰という表現が精一杯で、虐待という言葉は使いません。しかし虐待禁止条例では、教育も対象になるということですので、その部分の教育側の受け取り方と県がこの条例に従って取り組もうとしていることの齟齬が生まれないように話をつめていただかないと、教育側からは、体罰はあるけれども虐待は無いということになりかねないという気がしています。

**【朝日会長】**

ほかにいかがでしょうか。

**【高野委員】**

虐待禁止条例では、学校や医療関係も含まれるということで安心しておるのですが、昨年相談を受けた案件の中には、学校といたしましてはもっと年齢の低い通園施設での虐待もございました。条例がこのような教育現場全般に広げていただけるのかという質問が一つと、虐待防止と虐待禁止という言葉で、意味合いが全く違ってまいります。虐待防止は、虐待が起きる前に防止をするということですが、虐待禁止ということになった場合に具体的な罰則のようなものが出来るのかということをお聞きしたいと思っております。

**【事務局】**

罰則はないです。通園施設はもともと国の法律で対象となっております。

**【高野委員】**

知的障害者、肢体不自由の小さいお子さんの通園施設内での虐待というものが私のほうに相談がありました。虐待という言葉が園側は全く使わず、不適切な指導であるとか不適切な発言であるとか終始逃げられてしまったということがありました。最終的には保護者がマスコミに訴えて新聞等に載った事件でありましたのでその辺の確認をさせていただきました。

**【朝日会長】**

それでは議長から提案であります、委員の皆様にもこの部分については大変、ご関心が高いところでありますので、虐待禁止条例をお持ちでない方もいらっしゃると思うので何らかの形でご提供していただきたいと思っております。

**【事務局】**

虐待禁止条例については既に公表されておりますので、皆様方には郵送させていただきます。

**【朝日会長】**

今日、禁止条例の資料が無いようでございますので、議長提案で医療現場や教育現場についても虐待禁止あるいは防止のスキームがいきわたるようによく図ってほしいという趣旨は確認しておいて、細かいところは事実に基づいてご検討いただくということにさせていただきますと思っておりますが、高野委員、小材委員よろしいですか。関口委員、どうぞ。

**【関口委員】**

今議長からご説明があったところですが、小材委員、高野委員からお話がありました、教育現場が指導という言葉を用い、虐待と認めないということをお私は非常に大きな問題であると思っておりますので、ぜひこの自立支援協議会からの発信の言葉として教育現場の方々に、体罰ではなく虐待だということをお理解してもらうようなアプローチをお障害畑か

らしていくべきだろうなと私は思いますので、この協議会からそうした意思を示すというようなことはいかがでしょうか。

**【朝日会長】**

最後にまとめさせて頂きたいと思っておりますが、少なくとも今の議論では県禁止条例の中ではそういうスキームを持っているので、そこが条例の趣旨どおりに生かされるように期待したいというようなことは是非加えておきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

他にもあろうかと思っておりますがもう一つ精神障害者地域移行支援部会の件もございますので、この点について今の段階でこれはということだけお願いします。

**【岡田委員】**

6ページの「地域生活支援体制の充実」のところに、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活が送れるようにということで重層的な支援体制を構築するという文言があって、これがきちんと整備されたら、今、家族会の中で当事者を抱えたまま多くの家族にとっては大変朗報になるかなという風に読み取ったのですが、これの具体的な支援体制というものを県ではどんな風に想定されているのか、支援体制につながるものが現状ではすごく難しいという課題を抱えておまして、このあたりをどんな風にこの文章を理解したらいいか、ご説明いただければと思います。

**【朝日会長】**

精神障害の方への重層的な支援体制の具体的なイメージについて事務局からお願いします。

**【事務局】**

このあとの部会のご報告の中でもご説明させていただきますが、重層的な支援体制を構築するとございますけれども、イメージといたしましては圏域をひとつ、あとは障害保健福祉圏域ごとにそれぞれに、あとは市町村ごとにそれぞれに、これで重層的な取り組みが可能になるという風に考えております。こちらにありますように、協議の場を設定するという事になっておりますけれども、例えば障害保健福祉圏域ごとであれば障害保健福祉圏域にある病院の関係者、精神科病院の関係者、保健所、市の保健センター、あとは市町村相談支援センター、そういう方々が顔を合わせて地域の課題を共有頂く、こういったことを進めていこうかと思っております。各地域によってそれぞれ課題が違ってくると思いますので、今の時点で具体的に申し上げることが難しいのですけれども、まずは顔を合わせる、そういったことを進めて参ろう、そういう風に考えております。

**【朝日会長】**

岡田委員よろしいでしょうか。ありがとうございます。

多方面から計画につきましてご意見いただきましてありがとうございます。短時間

で全てまとめることはできませんが、一つは分野横断的な施策の充実について出来るだけ明確にするような計画にしていだきたいというのが一つ、それから障害教育に代表されるような、障害のある方だけにしかも年齢を限定するようなことではなく通常の施策の中に障害のある方の利用や活用を伸ばすような視点が必要ではないかというのが二つめ、三つ目は医療的ケア児あるいは就労継続支援事業A型といったような今日的な障害者福祉分野で、テーマになっている事柄についても計画の中できちんと位置づけなり方向性をしめすことが重要ではないかという点、もう一つが障害者差別解消および虐待防止の対応の中でせつかく条例が出来るわけですから、その条例の趣旨を埼玉県の計画として、生かすような方向を是非計画の中に盛り込んでどうかと、こういった観点でまとめさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございました。

## (2) 第一回精神障害者地域移行支援部会について・・・議事資料2

### 【関口委員】

精神障害者地域移行支援部会の部会長をつとめさせていただいております関口です。資料の2-1に沿ってご説明させていただきます。副部会長で相談支援専門員協会の日野原委員にも検討していただきました。

この部会は平成28年度第2回自立支援協議会で、入院中の精神障害者の地域移行を推進するための取組について検討、協議する場として事務局から提案があり協議会として了承し、今年度、部会を開催いたしました。委員の構成につきましては、資料をご覧ください。また部会の趣旨につきましては、資料2-1に書いてありますが、入院中の精神障害者の地域移行を推進するための取組や退院した精神障害者が地域で安心して生活を送るためのサポート体制などについて検討を行うことにより、障害保健福祉圏域単位及び市町村単位での地域移行の取組を支援することを目的に部会を開催するとなっております。

続きまして、前回の部会の報告を申し上げます。前回の部会では事務局の方から 国及び埼玉県の現状について説明がございましたので、事務局で再度説明をお願いします

### 【事務局】

事務局より説明。

### 【関口委員】

今ご説明のあった資料につきましては時間が無くて充分伝わってないかもしれませんが、資料に基づいて私たちの部会の方で検討いたしました。その内容につきましては議事資料2-2をご覧ください。

どういう方を地域移行支援部会の対象像とするかという話し合いを持ちました。その中で精神科病院では認知症の方が多く入院しているということがございますけれども、先ほどご説明がありましたように統合失調症の方の入院がやはり多いので、あくまでも統合失調症の方の障害者福祉施策を話し合うということで定義されました。

項目の2つ目ですが、サポート体制の整備に向けて必要なサービス量の把握についてですが、今年度、市町村が作成する第5期障害福祉計画の中では、平成32年度までの障害福祉サービスごとの利用見込み量載せることとなっています。その中で1年以上の入院患者のうち基盤整備を行うことによって平成32年度までに地域生活への移行が見込まれる方が退所後に行うサービスについても利用見込み量に入れ込む必要がある。退院見込みの方のサービスの量も見込む必要があるという考え方も含めて整理を行いました。

事務局から10月末をめどに県から市町村ごとに考え方を示すとの説明がありましたので、部会から事務局に対して、暫定値でもいいので、もっと早く市町村に示すこととお願いしてあります。また、65歳以上で、介護保険とともに地域がサポート体制を進める必要があることから、福祉の関係部局とも連携をとって進めるように意見をお伝えしているところです。

4点目ですが、退院されて今実際に地域で生活されている方について、好事例を収集していきたいという話も出まして、1月以降に行われる2回目の部会で示す予定であります。以上です。

**【朝日会長】**

ありがとうございました。

支援部会の方々もありがとうございました。

この説明について、ご意見ご質問ありますでしょうか。

**【角田委員】**

議事資料2-1について、回数を記入するとか、誰が誰にとか、具体的でわかりやすい表現のほうがいいと思う。

好事例という言葉ですが、先駆的とか先進的という表現の方がわかりやすくていい。先行事例に学んでほしいという意向が伝わる書き方のほうがいいと思う。

**【朝日会長】**

ほかにいかがでしょうか。

**【若山委員】**

このまとまったものがどういう役割を果たしていくのか教えてほしい。

**【朝日会長】**

事務局からお願いします。

**【事務局】**

2回の部会を終えて協議会に報告後、協議会で検討いただくという風に考えています。市町村にも自立支援協議会がありますので県自立支援協議会から報告や情報提供ができ

ればと思っています。

**【朝日会長】**

今後も引き続き部会の活動について本協議会にご報告いただきますようお願いいたします。

**【朝日会長】**

先ほどご説明いただき、委員の皆様から様々な意見が出ました障害者支援計画骨子案に対する当協議会から県への意見の表現などについては、私に御一任いただくことをご了解願ただけですでしょうか。

ありがとうございます。

議事は以上ですが他に何かございますか。

**【小材委員】**

県の自立支援協議会がうまく動いていないので市町村が困っているという意見を多く聞きます。県自立支援協議会では部会が2つですが、市町村によってはもっと多くの部会があります。市町村で話し合っている問題をここで討議できればいいと思います。支援の話し合いがきちんとできる協議会になればよいと思います。

**【朝日会長】**

ありがとうございました。事務局も今後の自立支援協議会の実施についていまのご意見を十分に踏まえていただければと思います。これで、本日の議事の部分は終了したいと思います。

ご協力ありがとうございました。

**【事務局】**

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日の議事録案につきまして、後日事務局から送付させていただきますので、ぜひご確認いただきますようお願いいたします。

以上で全て終了となります。

本日はありがとうございました。